

高齢福祉課からの連絡事項

令和3年10月29日（金）

あま市 福祉部 高齢福祉課

入所定員の変更について

【特別養護老人ホームあま恵寿荘】

変更前：80名 ⇒ 変更後：85名（5名増員） 令和3年10月1日より

【特別養護老人ホームあま恵寿荘（ショートステイ）】

変更前：20名 ⇒ 変更後：15名（5名減員） 令和3年10月1日より

住所地特例対象施設について

「アローホームかやづ（上萱津）」が令和3年10月から住所地特例対象施設ではなくなりました。

※ 定員29名未満かつ要介護者のみを受け入れる場合、住所地特例対象施設外となります。

その他の市内住所地特例対象外施設

- ・ ナーシングホーム美空あま（新居屋）

施設名の変更について

- ・ ナーシングホーム寿々あま大治 ⇒ ナーシングホーム幸空

住所地特例対象施設について②

名称	住所	定員 戸数	設置者	電話番号
有料老人ホームヴィエールひだまり	あま市大字乙之子字楠島30番1	53	有限会社猫嫁在宅福祉総合 サポートセンターひだまり	052-445-3147
ライフケアあま	あま市森三丁目13番地2	24	株式会社ライフケア	052-444-8600
エトワール下田橋	あま市七宝町下田五之坪1111番地	50	株式会社ライフサポート・ タカラ	052-442-4165
FLOWER OF LIFE 友楽	あま市本郷三反地99	27	株式会社エンネルグ	052-462-6193
フレッシュ	あま市篠田小塚55-1	26	株式会社テンドーハート	052-449-5505
医心館 あま	あま市小路3丁目1-3	40	株式会社アンビス	052-462-8975
ナーシングホーム幸空	あま市坂牧郷9	30	株式会社Rigel	052-756-2517
ひまわり会館 七宝	あま市七宝町安松13丁目36番地	33	株式会社ひまわりケアサー ビス	052-443-7015
縁家七宝 (R3.11.1~)	あま市七宝町桂角田32番地	30	縁人株式会社	080-5111-1322

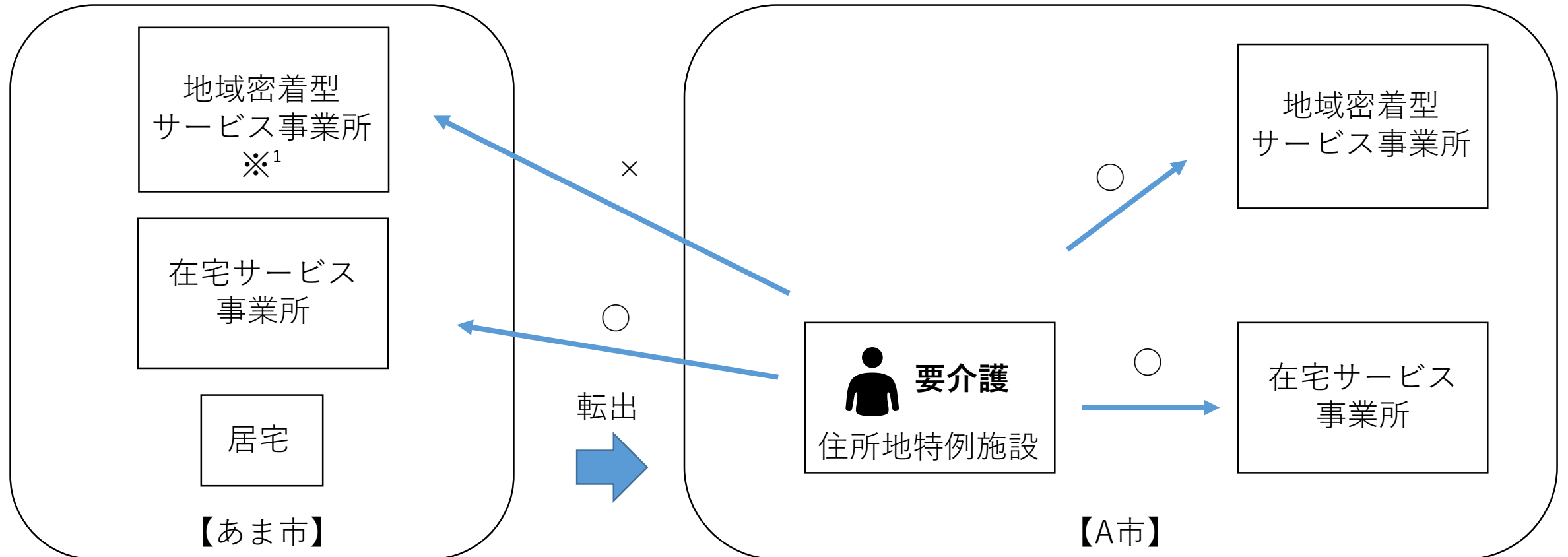
「愛知県有料老人ホーム一覧（住所地特例対象施設に限る） 令和3年10月1日現在」参考

【パターン①】：居宅（あま市）から住所地特例施設（A市）へ転出してサービスを利用する場合

保険者：あま市

要支援者の場合、事業所が**A市**の総合事業の指定を受けていれば利用可能。

※¹地域密着型サービス事業所で総合事業を利用していた要支援者が、要介護となった場合に利用出来なくなることに注意。

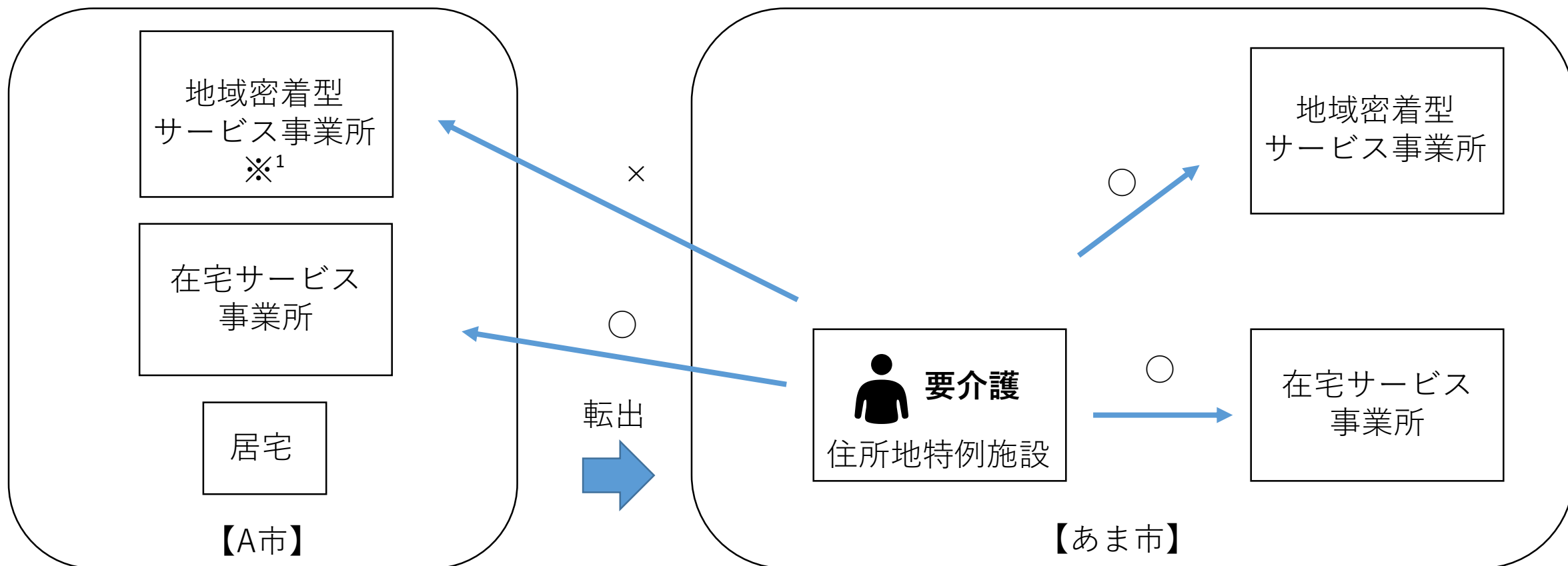


【パターン②】：居宅（A市）から住所地特例施設（あま市）へ転出してサービスを利用する場合

保険者：A市

要支援者の場合、事業所が**あま市**の総合事業の指定を受けていれば利用可能。

※¹地域密着型サービス事業所で総合事業を利用していた要支援者が、要介護となった場合に利用出来なくなることに注意。

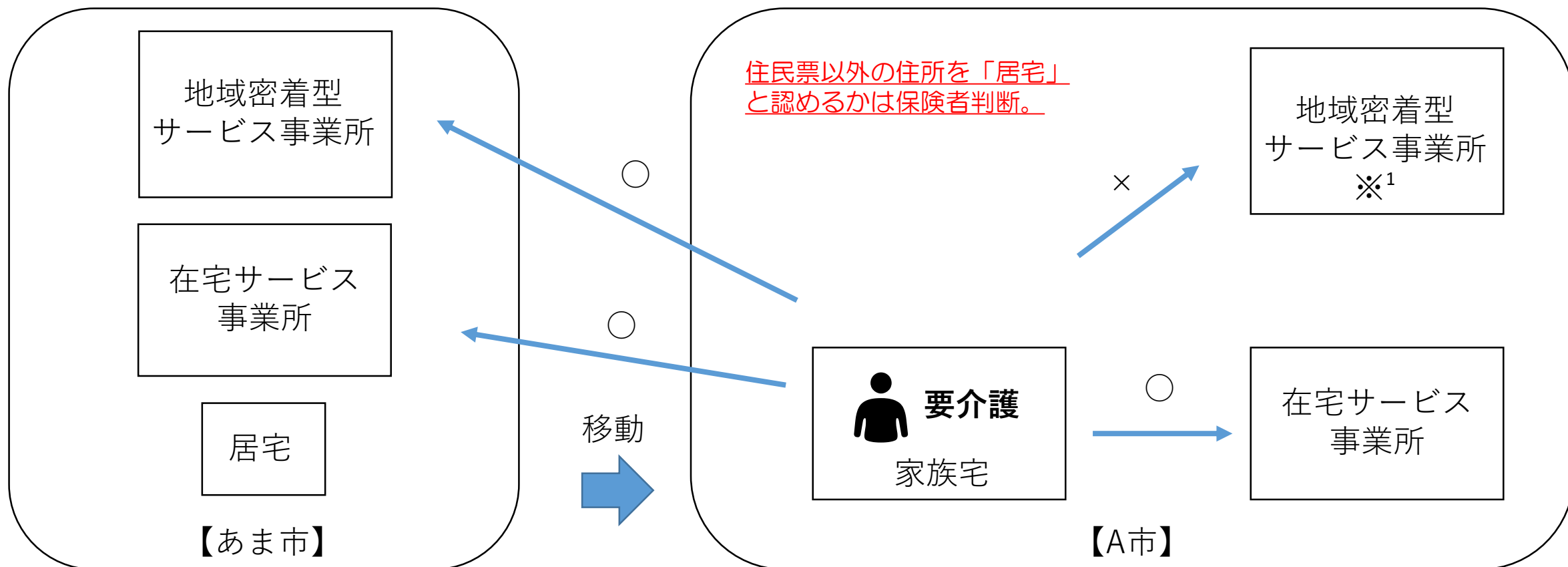


【パターン③】：住民票を移さずに居宅（あま市）から家族宅（A市）へ移動してサービスを利用する場合

保険者：あま市

要支援者の場合、事業所が**あま市**の総合事業の指定を受けていれば利用可能。

※¹地域密着型サービス事業所で総合事業を利用していた要支援者が、要介護となった場合に利用出来なくなることに注意。

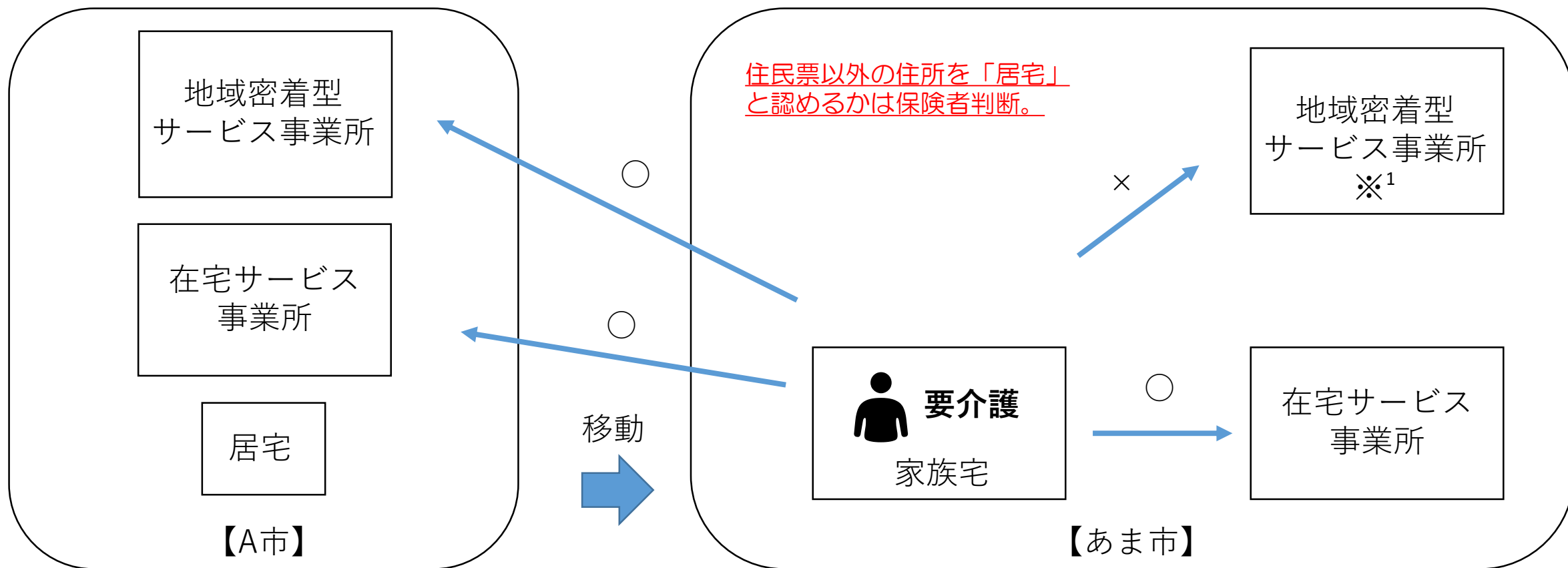


【パターン④】：住民票を移さずに居宅（A市）から家族宅（あま市）へ移動してサービスを利用する場合

保険者：A市

要支援者の場合、事業所が**A市**の総合事業の指定を受けていれば利用可能。

※¹地域密着型サービス事業所で総合事業を利用していた要支援者が、要介護となった場合に利用出来なくなることに注意。



住民票を移さずに身体のみ移す場合の注意点

居宅介護支援事業所としての対応

移動した先を「居宅」と認めるのか、保険者に確認すること。

【ケアマネが変わらない場合】

- ・ 現地まで月1回のモニタリングが出来ない場合の対応等の確認。
- ・ サービス事業者との連携を密にできるか。
- ・ 経過記録に残すこと。

【ケアマネが変わる場合】

- ・ 引継ぎを正確にすること。

- ・ 予定滞在期間を越える場合には、住民票の異動を検討してもらうこと。
- ・ 要介護度によって利用できるサービスが異なることや住宅改修は行えないこと等を確認すること。
- ・ 事例が発生した場合には、事後報告ではなく事前に相談すること。

【要介護認定者】

異動前		異動後	異動内容	保険者	あま市 地域密着型事業所	A市 地域密着型事業所
あま市	⇒	あま市	転居	あま市	利用可	利用不可
あま市	⇒	A市 住所地特例施設	転出	あま市	利用不可	利用可
あま市	⇒	A市	身体のみ	あま市	利用可	利用不可
A市	⇒	あま市	身体のみ	A市	利用不可	利用可
A市	⇒	あま市 住所地特例施設	転出	A市	利用可	利用不可

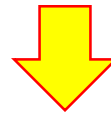
【要支援認定者】

異動前		異動後	異動内容	保険者	あま市指定事業所 (総合事業)	A市指定事業所 (総合事業)
あま市	⇒	あま市	転居	あま市	利用可	利用不可
あま市	⇒	A市 住所地特例施設	転出	あま市	利用不可	利用可
あま市	⇒	A市	身体のみ	あま市	利用可	利用不可
A市	⇒	あま市	身体のみ	A市	利用不可	利用可
A市	⇒	あま市 住所地特例施設	転出	A市	利用可	利用不可

施設へ入居するときの留意点

集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。

令和3年4月版 介護報酬の解釈 指定基準編 P845

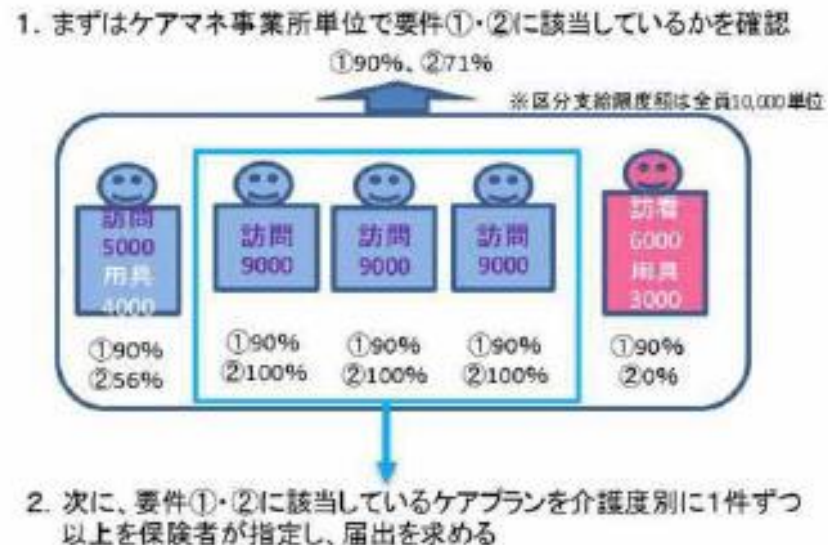
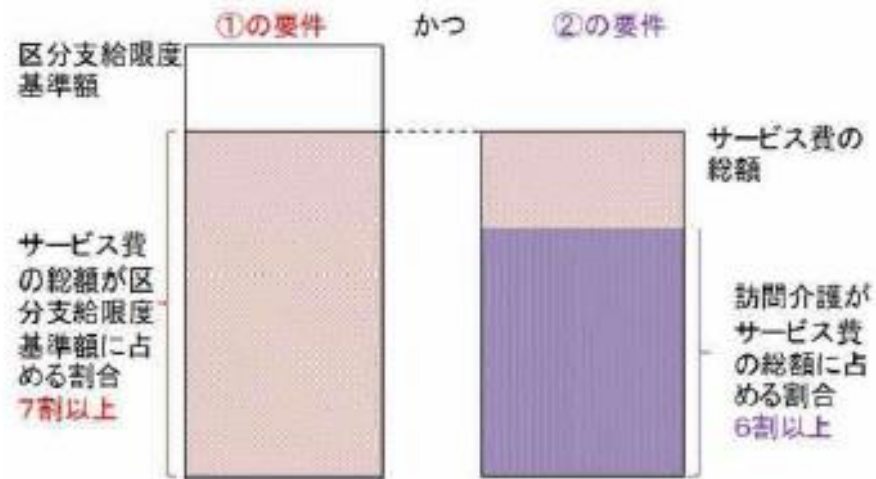


- 入居施設の施設サービスを確認し、不足分を介護保険サービスで補うようにしてください。
- 居宅サービス計画には、施設サービスと介護保険サービスの区別がつくよう記入してください。

ケアプランの提出

(1) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることでできるケアプランの作成に資することを目的とし、厚生労働大臣が定める基準（下記①かつ②を満たす場合）に該当する場合であって、令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から求めがあった場合にはケアプランの提出が必要となりました。



①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

②利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

「介護保険最新情報Vol.1009」

ケアプランの提出

(2) 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

市町村が設定する要件（※）に該当する高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村が必要と判断したものについてケアプランの提出が必要となりました。

※ 「（1）居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証」における基準（①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上、かつ、②利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」）を準用する予定です。あま市で独自の基準設定を行う場合は、周知させていただきます。

国保連からの情報提供（令和4年2月頃？）後、ケアプランの提出等お願いしますので、ご協力お願いします。

掲示について（R3.4.1～追加）

第22条

指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（17）掲示

……

イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことである。

ロ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人員を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

②同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護支援事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

特定事業所加算（A）について（再掲）

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、常勤かつ専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、**少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要がある**こと。

この場合において、当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は**他の居宅介護支援事業所**（連携先事業所に限る。）**の職務と兼務しても差し支えない**が、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
（抄）抜粋

【常勤換算方法とは】

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

ご意見・ご質問がございましたら高齢福祉課までご連絡ください。
ご清聴ありがとうございました。